

きときと情報 2021 157号

富山県中小企業団体中央会

特集1 中小企業組合 事業年度終了後の手続き

特集2 コロナ禍でがんばる商店街・ショッピングセンターの取り組み

経営者に聞く：株式会社山口久乗 代表取締役会長 山口 敏雄氏

組合紹介：富山県金型協同組合さんよりこんにちは

中央会いんぷおめーしょん：富山市ものづくり改善インストラクター養成スクール
成果発表会及び修了式を開催 ほか



表紙のこぼ

富山県水墨美術館

富山県水墨美術館は、日本の近代以降の水墨画を中心に、日本の風土と伝統の中ではぐまれた日本文化の美を広く紹介する美術館として、平成11年に開館しました。建物は和風の平屋造りで庭園や茶室もあり、四季折々の豊かな自然を感じながら作品を鑑賞することができます。常設展では、竹内栖鳳や横山大観、菱田春草をはじめとする近代を代表する画家や、下保昭、篁牛人、岩崎巴人などの富山県に縁のある画家の作品を、企画展では、水墨画に代表される日本文化の特色が表現された美術作品を展示しています。

〈写真提供：富山県水墨美術館〉

上段左：外観

上段右：茶室「墨光庵」外観

上段右下：「墨光庵」内観・八畳の間

中段左：主廊下

中段右：庭園の桜

下段左：日本庭園

下段右：常設展示「下保昭作品室」



経営者・役員・従業員とそ
のご家族の
安心の保障を準備する
ために
中央会の共済制度を
ご活用ください。

BEST PARTNER
大樹生命



従業員のための 退職金準備に 特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、
安定した退職金準備が
できる共済制度です。

特定退職金共済制度 引受保険会社
大樹生命保険株式会社



経営者・従業員のための 万一の保障 団体扱生命保険

団体扱* (月払)の場合、
一般扱 (口座振替月払等) で
ご契約いただくよりも、
保険料が割安になります!

オーナーズプラン

経営者の
各種リスクマネジメントのために

パートナーズプラン

役員・従業員の皆さまの
保障準備をサポート



業務上の災害への備えに 業務災害補償保険

事業活動にかかわる
従業員さまのケガなどのリスクを
カバーする保険です。

業務災害補償保険 引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社
業務災害補償保険 取扱代理店
大樹生命保険株式会社



* 団体扱とは、富山県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込み
いただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い
込む取り扱いのことです。

※ 一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記まで
お問い合わせください。

※ 詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあ
たっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起
情報)」「ご契約のしおり-約款」および富山県中小企業団体中央会
の「退職金共済規程(規約・規則)」等を必ずご覧ください。

大樹生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の取
扱代理店として損害保険代理店委託契約を締結しています。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

大樹生命保険株式会社 富山支社

〒930-0029 富山市本町3-21 損保ジャパン富山ビル5F TEL:076-441-3194
<https://www.taiju-life.co.jp/>

大樹 -KB-2019-1064 (損保) B-2020-101 (2020.4)
B-2020-1009 (2020.4) 使用期限 2021.3.31

きときと情報157号

C O N T E N T S

特集1	2
中小企業組合 事業年度終了後の手続き	
特集2	10
コロナ禍でがんばる商店街・ショッピングセンターの取り組み	
経営者に聞く	14
株式会社山口久乗 代表取締役会長 山口 敏雄 氏	
組合紹介	16
富山県金型協同組合さんよりこんにちは	
組合だより	17
オゾン発生器を個人タクシー全車に設置しました (富山個人タクシー協同組合)	
ECサイト「庄川温泉郷商店」を開設しました (庄川峡観光協同組合)	
元気印！青年部・女性部	18
教育現場支援募金活動により県内小中学校へ消毒液を 寄贈しました	
第36回中小企業団体青年部富山県大会を開催しました	
中央会いんぷいおめーしょん	19
富山市ものづくり改善インストラクター養成 スクール成果発表会及び修了式を開催	
県内5経済団体による新春互礼会を開催	
第61回中小企業団体富山県大会決議事項を県知事に要望	
組合Q&A	20
法定脱退者の持分払戻請求権の時効進行時期について	
事務局ペンリレー	21
富山県中小企業団体中央会 職員 四方田 春樹 氏	
ほっと一息	21
皆さんは牛乳を飲んでいますか？ (情報提供：富山県牛乳事業協同組合)	
広報	22
富山税務署からのお知らせ	
トピックス	
富山の魅力・味力	

3月に決算期を迎える中小企業組合が多く、事業年度終了後は決算関係書類の作成、理事会の開催、通常総会の開催などの諸手続きについて、中小企業等協同組合法（以下、「中協法」といいます。）及び中小企業団体の組織に関する法律（以下、「中団法」といいます。）に従って行っていく必要があります。今回の特集では、事業年度終了後の手続きについて、改めてご紹介いたします。

1. 事業年度終了から通常総会開催までの流れ

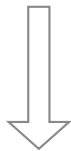
事業年度終了

「決算関係書類」「事業報告書」の作成（※P3「2. 決算関係書類・事業報告書の作成」参照）



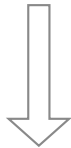
組合は「決算関係書類（財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案）」及び「事業報告書」を作成する（中協法第40条第2項（中団法第5条の23第3項及び第47条第2項において準用））。

監事の監査、「監査報告」の作成・通知



- ①監事は受領した「決算関係書類」「事業報告書」について、監査方法・内容等を記した監査報告を作成する。
- ②理事に対し「決算関係書類」「事業報告書」の全部を受領した日から4週間経過した日、もしくは理事との合意により定めた日のいずれか遅い日までに監査報告の内容を通知する。ただし、4週間以内に監事が通知することは可能（中協法施行規則第117条、中団法施行規則第53条第1項）。

理事会招集通知の発出



理事長は、会日の1週間前まで（1週間を下回る期間を定款で定めた場合はその期間）に、各理事に対し、理事会招集通知を発出（中協法第36条の6第6項（中団法第5条の23第3項及び第47条第2項において準用））。

- ※理事（監事に業務監査権限を付与している組合は、理事及び監事）全員の同意があれば招集手続の省略可。
- ※監事に業務監査権限を付与している組合は、各監事に対しても通知する。

理事会の開催



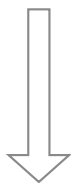
- ・通常総会の開催及び議案の議決をする（中協法第49条第2項（中団法第5条の23第3項及び第47条第2項において準用））。
- ・監事の監査を受けた「決算関係書類」「事業報告書」の承認を行う（法第40条第6項（同上））。

「決算関係書類」「事業報告書」の備置き



組合は、通常総会の会日の2週間前までに、「決算関係書類」「事業報告書」を主たる事務所に、それらの写しを従たる事務所に備え置き、組合員の閲覧に供する（中協法第40条第10項、11項（中団法第5条の23第3項及び第47条第2項において準用））。

総会招集通知（※）の発出 ※組合員全員の同意があれば招集手続の省略可（第49条第3項）



理事長は、会日の10日前まで（これを下回る期間を定款で定めた場合はその期間）に、組合員に到達するよう、総会招集通知を発出（中協法第49条第1項（中団法第5条の23第3項及び第47条第2項において準用））。

総会招集通知には、議案のほか、会議の日時、場所等会議の目的たる事項を示すとともに、理事会の承認を受けた「決算関係書類」「事業報告書」及び「監査報告」を添付し、組合員に提供しなければならない（中協法第40条第7項（中団法第5条の23第3項及び第47条第2項において準用））。

通常総会の開催

2. 決算関係書類・事業報告書の作成

年度終了後に、決算関係書類及び事業報告書を作成しなければならないことが、中協法第40条第2項（中団法第5条の23第3項、第47条第2項において準用）において規定されています。

(1) 決算関係書類の作成

法で規定されている決算関係書類は、下記のとおりとなります。

【決算関係書類】

- ・財産目録
- ・貸借対照表
- ・損益計算書
- ・剰余金処分案又は損失処理案

組合が作成しなければならない決算関係書類や事業報告書については、主務省令（施行規則）に基づき作成することが義務付けられており、具体的な項目や内容が定められています。

財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案は下記のとおり区分して表示しなければなりません。

【財産目録】

- 一 資産
- 二 負債
- 三 正味資産

【貸借対照表】

- 一 資産
 - I 流動資産
 - II 固定資産
 - i. 有形固定資産
 - ii. 無形固定資産
 - iii. 外部出資その他の資産

III 繰延資産

二 負債

- I 流動負債
- II 固定負債

三 純資産

I 組合員資本

- i 出資金
- ii 未払込出資金
- iii 資本剰余金

- 1 資本準備金
- 2 その他資本剰余金

iv 利益剰余金

- 1 利益準備金
- 2 その他利益剰余金
 - (1) 教育情報費用繰越金
 - (2) 組合積立金
 - (3) 当期末処分剰余金
(当期末処理損失金)

II 評価・換算差額等

【損益計算書】

- 一 事業収益
- 二 賦課金等収入
- 三 事業費用
- 四 一般管理費
- 五 事業外収益
- 六 事業外費用
- 七 特別利益
- 八 特別損失

【剰余金処分案】

- 一 当期末処分剰余金又は当期末処理損失金
 - I 当期純利益金額又は当期純損失金額
 - II 前期繰越剰余金又は前期繰越損失金
- 二 組合積立金取崩額

- 三 剰余金処分額
 - I 利益準備金
 - II 組合積立金
 - III 教育情報費用繰越金
 - IV 出資配当金
 - V 利用分量配当金
- 四 次期繰越剰余金

【損失処理案】

- 一 当期末処理損失金
 - I 当期純損失金額又は当期純利益金額
 - II 前期繰越損失金又は前期繰越剰余金
- 二 損失てん補取崩額
 - I 組合積立金取崩額
 - II 利益準備金取崩額
 - III 資本剰余金取崩額
- 三 次期繰越損失金

(2) 事業報告書の作成

事業報告書の記載内容について、中協法施行規則第109条から第113条、中団法施行規則第46条から第49条において記載又は記録する事項が規定されています。

【事業報告書】

- 一 組合の事業活動の概況に関する事項
- 二 組合の運営組織の状況に関する事項
- 三 その他組合の状況に関する重要な事項

施行規則では、様式は示されていませんが、上記3つの事項の内容を記載する事項等が示されており、それらを踏まえた様式例は次のとおりとなります。

事業報告書様式 ※太字の項目は施行規則で規定されている事項になります。

<p style="font-size: 24px; font-weight: bold; margin: 0;">事業報告書</p> <p style="margin: 10px 0;">自 令和××年×月×日</p> <p style="margin: 10px 0;">至 令和××年×月×日</p> <p style="margin-top: 20px;">I 事業活動の概況に関する事項</p> <p style="margin-left: 20px;">1 事業年度（末日）における主要な事業内容・当該事業年度における事業の経過及びその成果</p> <p style="margin-left: 40px;">(1) 組合及び組合員をめぐる経済・経営状況 当年度における国内経済は、……。当業界におきましては、……。</p> <p style="margin-left: 40px;">(2) 共同事業の実施状況</p>
--

①共同購買事業

この事業は、組合員が需要する次の製品を組合員からの委託を受けて、組合が購買することにより、実施した。

品名	購買量	単価	購買高	手数料率	手数料高
〇〇	××個	××円	×××円	×%	××円
△△	××kg	××円	×××円	×%	××円

②××事業

……

2 増資及び資金の借入れその他の資金調達の状況

資金実績表

資金運用実績		資金調達実績	
1 固定資産投資	×××	1 増資	×××
2 借入金返済額	×××	2 借入金	×××
3 出資・利用分量配当金	××	3 当期純利益金額	××
4 〇〇〇	×××	4 減価償却費	×××
5 差引運転資金の増減	×××	5 〇〇〇	×××
資金運用合計	××××	資金調達合計	××××

3 設備投資の状況

- ①組合会館・組合事務所 〇〇市〇〇町に設置。鉄筋3階建。
- ②工場・倉庫 〇〇市〇〇町に設置。
- ③駐車場 組合会館横に設置。

4 業務提携等重要事項の概況

- ・技術提携の主要な取引先は、〇〇県〇〇市の〇〇社です。
- ・子会社 A社 資本金××円 当組合の出資比率80% 業務内容：△△の販売

5 直近3事業年度の財産及び損益の状況

項目	前期	前前期	前前前期
資産合計	×××	×××	×××
純資産合計	××	××	××
事業収益合計	×××	×××	×××
当期純利益金額	×	×	×

6 対処すべき重要な事項・組合の現況に関する重要な事項

国内の諸情勢からみて、今後とも厳しい環境が予想されるが、当組合は…。

II 運営組織の状況に関する事項

1 総会の開催状況

(イ) 第○回（期）通常総会

開催日時：令和○年○月○日○時

開催場所：○○市 ○○会議室

出席組合員数：○人

出席方法：本人出席○人、書面○人

出席理事・監事数：理事○人、監事○人

議案及び議決の内容

第1号議案 令和○年度事業報告書承認について（原案どおり承認）

第2号議案 令和○年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案の承認について（原案どおり承認）

(ロ) 臨時総会

開催日時：…

2 理事会の開催状況

3 委員会・部会等の開催状況

4 組合員数及び出資口数の増減

(1口金額 ×××円)

項目	前年度末	増加	減少	本年度末
組合員数	○○人	○人	○人	○○人
出資口数	○○口	○口	○口	○○口
出資総額	×××円	××円	××円	×××円

5 役員に関する事項

(1) 役員の氏名及び職制上の地位及び担当

(2) 兼務役員の氏名

(3) 辞任した役員の氏名

6 職員の状況及び業務運営組織図

(1) 職員の状況

(2) 組織図

(3) 組合と協力関係にある組合員が構成する組織の概要

7 施設の設置状況（主たる事務所、従たる事務所及び組合が所有する施設の種類ごとの主要な施設の名称及び所在地等）

8 重要な子会社（子会社、関連会社）の状況

9 組合の運営組織の状況に関する重要な事項

III その他組合の状況に関する重要な事項

3. 監事の監査

組合は作成した「決算関係書類」、「事業報告書」について、監事の監査を受けなければなりません。

監査報告については、中協法施行規則第114条から123条、中団法施行規則第50条から53条において規定されています。

監事は監査方法・内容を記した監査報告を作成し、理事に対し「決算関係書類」「事業

報告書」の全部を受領した日から4週間を経過した日、もしくは理事との合意により定められた日のいずれか遅い日までに理事に通知します。

ただし、監事が4週間を下回る日までに監査報告を通知すればその時点で監査を受けたこととなります。

監事の監査権限を会計に関するものに限定した組合の監事は、「事業報告書」に監査権限がないことを記載します。

監査報告書様式（会計監査限定の場合）

監 査 報 告 書

中小企業等協同組合法第40条第5項により、組合から受領した第〇期財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案（損失処理案）を監査した。なお、当組合の監事は、定款第〇条に定めるところにより、監査の範囲が会計に関するものに限定されているため、事業報告書を監査する権限を有していない。

1. 監査方法の概要

決算関係書類の監査のため、会計に関する帳簿、書類を閲覧し、計算書類について検討を加え、必要な実査、立会、照合及び報告の聴取、その他通常とるべき必要な方法を用いて調査した。

2. 監査結果の意見

- (1) 財産目録、貸借対照表、損益計算書は、組合の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示している。
- (2) 剰余金処分案（損失処理案）は法令及び定款に適合している。

3. 追記情報（決算関係書類について記載すべき事項がある場合）

令和 年 月 日

〇〇組合
監 事 〇 〇 〇 〇 印

※前文の「中小企業等協同組合法第40条第5項により」の部分は、協業組合の場合は「中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第3項において準用する中小企業等協同組合法第40条第5項により」と、商工組合（非出資商工組合を含む）の場合は「中小企業団体の組織に関する法律第47条第2項において準用する中小企業等協同組合法第40号第5項により」とそれぞれ書き換えます。

4. 理事会の開催

(1) 理事会の招集

理事長は、理事会の開催日の1週間前までに、各理事（業務監査権限を付与している組合は、理事及び監事）に対して招集通知を発送します。招集手続きは全員の同意があれば省略することができます。

(2) 理事会の議決

理事会の定足数は、理事の定数の過半数で、出席者の過半数の賛否により決めます（定足数、決議要件は定款又は規約で過半数を上回る割合を定めることは可能です）。

議長は、一般的に理事長となります。総会と異なり、議長は議決に加わることができます。可否同数の場合は議長に決定権はなく、その議案は否決されたこととなります。

総会前に開催する理事会では、監事の監査を受けた決算関係書類・事業報告書の承認、通常総会の開催日時、場所・議案などについて決議します。

中協法第36条の6第4項（団体法第5条の23第3項及び第47条第2項において準用）により、定款に定めがあれば、議案について理事全員が書面又は電磁的記録により同意した場合には、可決する旨の理事会の決議があったものとみなすこと（みなし決議）ができます。

5. 決算関係書類・事業報告書の備置き

通常総会の会日の2週間前までに、「決算関係書類」「事業報告書」を主たる事務所に（5年間）、それらの写しを従たる事務所に（3年間）備え置きます。

6. 通常総会の開催開催

(1) 通常総会の招集

中協法第46条（中団法第5条の23第3項及び第47条第2項において準用）において、「通常総会は、定款の定めるところにより、毎事業年度1回招集しなければならない。」と規定されています。一般的に定款では、事業年度終了後2ヶ月以内（もしくは3ヶ月以内）に、理事会の議決を経て理事長が招集する旨定めています。また、会社法と異なり、中協法、中団法では、総会（臨時総会も含みます。）における決議事項のみなし決議については規定されていません。

通常総会招集通知には、議案のほか、会議の日時、場所等会議の目的たる事項を示すとともに、理事会の承認を受けた「決算関係書類」「事業報告書」及び「監査報告」を添付し、組合員に提供します。

(2) 通常総会の開催

総会開催に際し、出席者が定足数に達しているかについて確認をする必要があります。特別議決事項（定款の変更、組合員の除名など）の総会の定足数は総組合員の半数以上という規定が中協法第53条（中団法第5条の23第3項及び第47条第2項において準用）において規定されていますが、普通議決事項は中協法（中団法）において定足数は規定されていません。しかし、一般的に定款において特別議決事項と同様、総組合員の半数以上を定足数とすることが規定されています。

(3) 議決権及び選挙権

組合員は、それぞれ1個の議決権及び選挙権を有しています（中協法第11条第1項、中

団法第36条。協業組合は各平等の議決権及び選挙権（中団法5条の10第1項）。

※定款に定めることにより協業組合は出資口数に応じた数、商工組合連合会は会員の組合員数に応じた数の議決権・選挙権を与えることが可能です。

組合員は、定款の定めるところにより、あらかじめ通知のあった事項について書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができます。

※ただし、書面による選挙権の行使について、役員の選出方法によっては不可能となることがあります。

書面議決書及び委任状の提出は出席組合員となります。委任状について、出席組合員1名につき、代理できる組合員の数は定款で規定されています（中協法・中団法は4人まで可能です）。

（4）総会の議長

総会の議長は、出席した組合員から選任します。協業組合を除いて、選任された議長には議決権はありません（中協法第52条第3項（中団法第47条第2項において準用））。よって、議長は書面又は代理人によって議決権を行使することもできません。普通議決の場合、議案は出席者の過半数で決することとされていますが、可否同数の場合は議長に決定権があります。

7. 通常総会後の事務処理

（1）総会及び理事会議事録の作成

総会終了後は、総会議事録及び理事会議事録（役付理事の選定の決議など理事会を開催した場合）を作成します。作成した議事録は会日から10年間事務所に備え置く必要があります。

ます。

（2）決算関係書類の届出

通常総会終了の日から、2週間以内に事業報告書、決算関係書類について、総会議事録を添付し所管行政庁に届け出なければなりません（中協法第105条の2第1項（中団法5条の23第6項及び第71条において準用））。

行政庁に提出をしない、又は虚偽の書面を提出した場合は罰則規定（中協法第115条第31号、中団法第113条第24号）に該当しますのでご留意願います。

（3）役員変更の届出

役員の変更があった場合、変更の日から2週間以内に所管行政庁に届け出る必要があります（中協法第35条の2（中団法5条の23第3項及び第47条第2項において準用））。届出義務に違反した場合は、罰則規定（中協法第115条第11号、中団法113条第7号）に該当しますのでご留意願います。

※行政手続きの押印見直しに伴い、令和2年12月28日付で中協法及び中団法の施行規則の一部を改正する命令が施行されました。このことから、7.（2）（3）について、所管行政庁に提出する「決算関係書類提出書」及び「役員変更届書」の様式にこれまで代表者印を押印していましたが、今後は不要になります。

※登記事項の変更があった場合には、登記申請手続きが必要になります。登記申請手続き及び上記についてご不明な点等ございましたら、本会までお問い合わせ（電話：076-424-3686）ください。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響は、各種業界に大きな影響を与えており、特に地域を支える商店街やショッピングセンターは厳しい経営を余儀なくされています。ここでは、このような中でも地域の方々に元気を与えるため、感染拡大防止対策を取りながら前向きに活動を行う商店街やショッピングセンターの取り組みを紹介します。

1. 協同組合入善ショッピングセンター

(富山県下新川郡入善町栲山1336 組合員数28名)

協同組合入善ショッピングセンターでは、10/23(金)～25(日)に「被災地復興支援 チャリティーテイクアウトマルシェ」を駐車場特設会場にて、10/24(土)～25(日)に「被災地復興支援 ハンドメイドマルシェ」をセンターコート特設会場にて開催しました。マスク着用や人との距離を取っていただくなど各種感染防止対策を講じました。



チャリティーイベントの開催案内

テイクアウトマルシェでは10店が参加し、お好み焼きからパスタまで多数の食品のテイクアウトができたほか、ハンドメイドマルシェではアクセサリからバッグまで数多くの品物が販売されました。

当チャリティーイベントにおける収益金の一部とイベント時に参加者からご協力いただ

いた募金は、入善町社会福祉協議会を通じて、被災された地域に送りました。

また、クリスマスやバレンタインなどのイベントに合わせ、手作り作家の商品を販売するマルシェを開催しました。



バレンタインマルシェの開催案内

2. 三日市大町商店街振興組合

(富山県黒部市三日市3315 組合員数41名)

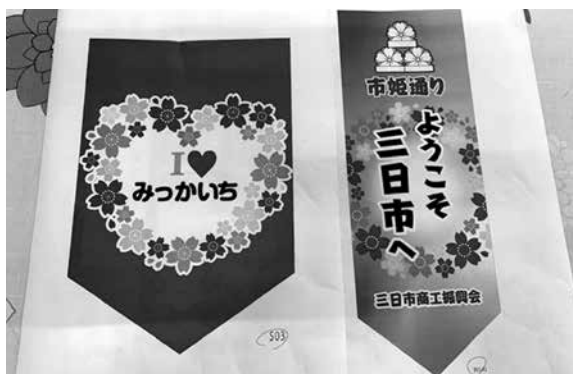
黒部市役所の旧黒部庁舎の解体工事が始まる前の10/10(土)、黒部市が開催した「見学会」に合わせて、三日市大町商店街振興組合では、イベント「やってみっか市」を開催しました。「やってみっか市」は、組合で継続的に実施しているフリーマーケットイベントです。

当日は晴天に恵まれ、消毒液の設置やマスク着用など感染防止対策を徹底しながら、36店に出店いただき、多くの方が買い物やライブ演奏を楽しみました。



やってみっか市の様子

また、富山県と黒部市の「新生活様式チャレンジ商店街等支援事業」を活用し、商店街の統一フラッグを作成しました。



統一フラッグのデザイン案

今後も感染拡大防止対策を講じながら、各種取り組みを行うため、組合のスタッフジャンパーを今年度中に作成する予定です。

3. 商店街振興組合魚津中央通り名店街

(富山県魚津市中央通り1-3-29 組合員数30名)

商店街振興組合魚津中央通り名店街の事務所となっているイベントホールでは、商店街イベントのほか、町内会の会合や各種教室など地域の皆さんのパブリックスペースとして活用されています。

感染症拡大に伴い、各種会合や催しが開催できず、商店街に人の流れが失われつつあったことから、富山県と魚津市の「新生活様式チャレンジ商店街等支援事業」を活用し、イベントホールの改修を行いました。

入口には自動検温可能なサーモグラフィ、自動アルコールディスペンサーを設置、ホール内に空気清浄機や各席にはパーティションを設置し、2階の和室の修繕工事もあわせて行いました。



入口に設置されたサーモグラフィ

改修後は、まちゼミを開催するほか、年末に開催しました販促事業「いらっしやい大市」の抽選会場に活用しました。今後も引き続き、組合員はじめ地域の皆さんに安心してご利用いただきます。



「いらっしやい大市」抽選会の様子

4. 上新町商工振興協同組合

(富山市八尾町東町2106の4 組合員数41名)

上新町商工振興協同組合で例年4月～11月第2土曜に開催しているテント市「なりひら風の市」を、感染拡大の状況を確認しつつ、アルコール消毒やマスク、仕切り幕を設置、フリーのテーブルや椅子の間隔をあけて配置するなど感染拡大防止対策を講じながら6月

～11月の期間に開催しました。約30店舗にご出店いただき、ハンドメイドの小物からキッチンカーによる飲食物の販売が行われました。



なりひら風の市の様子

最終日となる11月の市では、国の「GoTo 商店街事業」を活用し、通常10時～15時で終了するところ、「あかりアート」として17時～21時も開催しました。

地元保育園園児が書いた絵をライトに巻いた行灯400個を通り沿いに並べた「こども ひとりのみち」やミニコンサートなどを行いました。



通り沿いに並ぶ行灯

今後も感染症拡大防止対策を継続し、地域の皆さんと連携を図りながらテント市を継続していきます。

5. 桐木町商店街振興組合

(富山県高岡市御旅屋町46-7 組合員数244名)

桐木町商店街振興組合では、近隣の恵比須

通り商栄会と共同で、国のGoTo 商店街事業を活用して、「たかまち飲食街 安心・安全プロジェクト」事業を実施しました。たかまちは桐木町商店街と恵比須通りを総称した愛称です。

事業では、「コロナに負けるな！たかまちは元気に！」をコンセプトに、マスクケースを作成し、組合員店舗、恵比須通りの店舗に各200枚配布しました。



作成、配布したマスクケース

また、組合員から25店舗をピックアップし、各店舗の感染症対策について紹介するテレビ番組を作成し、富山テレビ深夜枠で12/26(土)～R3.1/22(金)の期間に放送し、各店舗が元気に営業を続けていることをPRすることができました。さらに、マスクケースと同じデザインの看板を商店街内に設置し、街全体で感染症対策を行っていることをPRしています。



商店街に設置した看板

6. 末広町商店街振興組合

(富山県高岡市末広町 8-10-201 組合員数29名)

末広町商店街振興組合では、組合事務所内の「べっぴんサロン」にて、運動、手話、書道、ペン習字、茶道の5種類の「べっぴん講座」を開催しています。アルコール消毒の設置や換気、マスク着用など感染拡大防止対策を講じながら、昨年3月～4月の期間を除き、継続的に開催しています。平成31年10月より講座を開始し、参加者は市内の方々と、講座がリフレッシュの機会になっています。

例年、高岡市で開催しています万葉集を歌い継ぐイベント「高岡万葉祭り」は、今年度は映像配信による新しい形の開催であったことから、べっぴん茶道講座の皆さんと協力し、高岡万葉祭りの開催時期となる10/1(木)に、抹茶と生菓子を提供し、万葉集を朗読するイベントを開催しました。



高岡万葉祭りにちなんだイベントの様子

7. 協同組合福光商業会

(富山県南砺市福光7336-4 組合員数106名)

南砺市とPayPay(株)が共同で実施した、10月の1ヶ月間に南砺市内の対象店舗でPayPayでの買物で30%キャッシュバックキャンペーンの期間にあわせて、協同組合福光商業会では、10/2(金)～4(日)に大抽選会を開催しました。



抽選会場の様子

組合員店舗で、PayPayにより合計2,000円以上の買い物をした先着100名を対象に、抽選で3,000円、1,000円、500円の組合員店舗で使える金券が当たるというもので、組合で用意した200枚の金券は全てなくなり、回収率も95%と高い割合となりました。

また、組合で発行しているスタンプ 福福福カード(500円毎に1ポイント発行)カード、福福福(ふくみつ)カードは60ポイント(満点)になると、500円のお買物券として利用できます。8/1(土)～12/31(木)の期間に満点になると、さらに金券プレゼント抽選券にもなり、10,000円、5,000円、1,000円、500円の金券が総勢250名に当たるキャンペーンも開催しました。



福福福カード(500円毎に1ポイント発行)

仏具の「おりん」を楽器やインテリアに 日常生活に心安らぐ音の風景を届ける

株式会社山口久乗は明治40年に創業し、国内に流通する仏具金物の9割ほどを製造する高岡で、神仏具の制作、卸売を営んでいます。近年は仏具の一つ、おりんに力を入れており、楽器やインテリアなどさまざまな商品に発展させて、「久乗おりん」として注目を集めています。伝統工芸高岡銅器振興協同組合理事長も務める代表取締役会長の山口敏雄氏に、おりんに込める思いや組合の取り組みについてお聞きしました。

株式会社山口久乗

代表取締役会長 山口 敏雄 氏

素人の発想から商品開発

Q. 仏具金物の生産地として知られる高岡で100年余り続く歩みをお聞かせください。

当社は明治40年、神仏具を制作、卸販売する「山口久乗商店」として創業しました。初代の名は休乗でしたが、商売で「休」は都合が悪いと考えたのか店名には別字を充てたようです。現在も変わらず神仏具を中心に制作卸をしている、工場を持たないファブレスメーカーです。

私は大学卒業後、東京で証券会社に勤めていました。娘婿として、昭和44年に入社したときは、仏具についてまったくの素人でした。さまざまな仏具を検品する中で、おりんだけは見た

目だけでなく、検音しなくては不具合がわかりません。鳴らしているうちに、おりんの音がとても心地よく感じられ、音楽を奏でたら面白いのではないかと思いはじめました。

社長に就いた翌年に阪神淡路大震災が発生し、被災した得意先を見舞いに行きました。仏壇にろうそく立てが突き刺さった様子を見て、祈りの道具が凶器になってはいけない、安全な仏具があってもよいと考えました。また、気持ちを明るくできるようにカラーバリエーションをそろえました。素人の発想に、業界の方から「異端」との批判もありましたが、20年も経つと、現代仏具として受け入れられ、今やスタンダードとなりました。

1/fのゆらぎの音

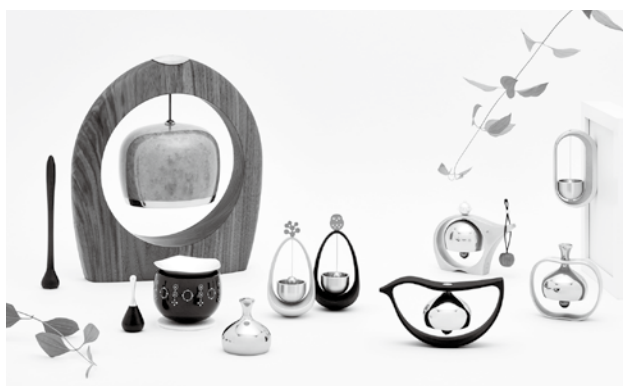
Q. 令和2年度富山県推奨とやまブランドにも認定された「久乗おりん」は、どのようにして広まっていったのでしょうか。

おりんの穏やかな音色と長く続く余韻は、音響専門機関の分析によると、小鳥のさえずりや川のせせらぎなど自然界にあるとても心地よいと感じる音に共通する「1/fのゆらぎ」を起こしていることが確認されました。音を聞くと脳波に働いてリラックスできるのです。富山大学の実験でも、憂うつやイライラなどの感覚が減少する、シャキッとするといった効果が得られました。

生活様式の変化に伴い仏壇を備える家庭が少なくなる中、おりんの音に可能性を感じ、平成14年頃におりに音階を付けた



社屋



久乗おりん

やまぐち・としお

昭和19年4月17日、高岡市生まれ。
42年、神奈川大学経済学部卒業後、
野村證券株式会社に入社。44年、株式
会社山口久乗に入社、平成6年、代表
取締役社長、令和2年、代表取締役会
長に就任。平成26～30年、高岡仏具
卸業協同組合理事長、令和2年、伝統
工芸高岡銅器振興協同組合理事長に
就任、現在に至る。



楽器を造りました。日常生活の中で音を楽しんでもらえるように、ドアベルやおりんを使つてのインテリア商品を展開したところ高い評価をいただき、仏具ではかわることのなかった販路の開拓につながりました。

高岡市内の多くの小中学校のチャイムや、新幹線の新高岡駅をはじめとする駅の発車音のメロディーに、久乗おりんが採用されています。道の駅雨晴にも大型おりんを設置しました。おりの音が高岡の音風景になってほしいと願っています。

久乗おりんには高岡銅器の技法をはじめ、培われた伝統工芸の匠の技が施されています。おりの音が好きで、人の心を整えるというこの音を多くの人に届けたいと真剣に、徹底的に取り組んできました。とやまブランド認定は大変名誉なことです。

HPでおりの音色発信

Q. 長引くコロナ禍での試みや、その先の将来に向けてのお考えをお聞かせください。

おりんは、生の音を大切にしたいとの思いで、展示会などで実際に体感してもらい、ファンを広げました。しかし、コロナの影響で出展できなくなり、本社ショールームへの来店も難し

くなったので、ホームページでの音の発信を決めました。高精度な録音を行い、昨夏から公開しています。

本社前には、道の駅雨晴と同じ大型のおりんを設置しました。おりの響きは邪気を払い、場を清めるといわれます。道行く人々に気軽に鳴らしてもらうことで、心の癒しや気持ちの切り替えにつながればという思いがあります。

昨年5月に会長に就きました。久乗おりんや現代仏具が浸透したところを現社長が引き継いで、さらなる発展を考えてくれています。当社は代々、時代に寄り添うものづくりをしてきました。現社長もこれから何かを見つけ出して追求していくのではないかと期待しています。

薬師寺などで修復事業

Q. 理事長を務める伝統工芸高岡銅器振興協同組合ではどのような取り組みに力を入れていますか？

当組合は、高岡銅器の全業種でつくる組織で、作り手と売り手が一体となった協同組合です。

近年取り組む文化財修復事業では、法隆寺の釈迦三尊像の再現や奈良薬師寺の東塔相輪の修復を最新の3D技術と伝統の鋳物製造、加飾の技法を駆使して成

し遂げました。国宝や重要文化財の修復、保存において、技術も職人も有する高岡への評価が高まっています。職人が技術を発揮できる場であり、技術の保持や継承のためにも、文化財にかかわることは重要であると考えています。

銅以外の金属で新商品を展開したり、加工や加飾の技術を新しい分野で生かしたりといった取り組みも生まれています。市場のニーズをキャッチするだけでなく、技術をどこに向けてどう活用するかを考え、実践し、市場を開拓していかないとはいけません。技術、デザイン、販売などあらゆる面で“プロ”がそろった高岡だからこそできるものづくりを追求していけたらと思います。

仕事と趣味の境あいまい

Q. 休日はどのように過ごされていますか？

未決事項の整理やスケッチ、作図など、一人の方がはかどる仕事をしていることが多いです。年5、6回ほどゴルフに行きますし、思い立ってドライブすることもあります。目当ての美術展を見に、例えば、金沢を訪れば「最近では伝統工芸をどのように発信しているのか」などと気になりますし、仕事と趣味の境がなくなっている感じです。

富山県金型協同組合さんよりこんにちは

金型業界は金型の種類、大きさにより技術や機器が大きく異なるため高い専門性と設備が求められています。中小企業・小規模事業者が多く特殊な機械や高性能機械などの導入が課題となっています。

今回は、組合で大型特殊設備等を保有し、組合員が取り扱う金型部品の共同加工及びプラスチック成形品の試作を中心に、技術面・作業面・開発面において組合員のバックアップを行う富山県金型協同組合さんを紹介いたします。

◆組合の沿革

昭和44年9月、富山県西部のプラスチック金型製造業者12社により、金型資材をより安価で安定的に確保することを目的に組合を設立。「富山県プラスチック金型協同組合」の名称で始動しました。設立後は、高岡市に共同加工工場を建設し、共同購買事業及び共同加工事業を中心に事業を展開してきました。



工場外観

◆金型づくりのコンビニを目指して

移転した砺波工場では、特殊で高機能な機械設備を何種類も保有し、組合員からの多種多様な金型加工に対する要望に対応してきました。組合員数も徐々に増加し、現在は22社。組合員は、自動車関連の大型金型から電子部品、医薬品容器等の精密金型まで多岐にわたる金型を製作しています。

プラスチック金型の出荷前には成形トライを行います。金型の大きさに応じたトライ用の成形機を組合で8台保有し、組合員の試作の一助となっています。設備だけでなく、CADシステムも所有し、加工に必要なNCプログラムの作成も行っています。

組合員企業が単独で機械等を保有するとコストがかかり、稼働率が低くなりますが、組合員が共同で機械設備を利用することで、その課題を解決し、組合員にとって製造できる製品の幅が広がり、企業競争力を高めることができます。

また、共同加工事業を効率よく実施していくために、組合では、1日1回の頻度で組合員の工場をトラックが巡回しています。決めた場所に置かれた加工依頼品を引き取り、加工済品を納品しています。

各種の設備をそろえるだけでなく、利用し

やすい体制を整えることで、組合員にとって金型づくりのコンビニを目指しています。



工場の様子

◆技能実習生の受入れ

2年前よりベトナムからの外国人技能実習生を2名受け入れています。使用していなかった組合施設内の宿直室を改修し、生活ができるように整え、困ったことがあれば組合職員がサポートしています。

業界において、将来的に技能実習生を受け入れていく組合員が増えていくことを想定し、まずは組合で受け入れをし、今後、組合員への支援につなげていくよう目指しています。

◆今後の取組み

組合では、1ヶ月に1度、理事会を開催し、事業運営にかかわる様々な事項を検討しています。共同加工事業だけでなく、各種事業を展開し、組合員のサポートを行っています。

共同購買事業は流通の変遷とともに、取扱高は減少傾向にありますが、交渉力により現行においてもメリットある商品を提供しています。年に数回、複数種類の発注が組合にありますが、組合員の技術力を知り尽くしているので、得意分野の組合員へ迅速にそれぞれ橋渡しをしています。

今後も時代の変化を受け入れ、組合員の要望を聞きながら、あらゆる面で組合員に役立つ事業を展開していくこととしています。

◆組合概要

組合名称 富山県金型協同組合
設 立 昭和44年9月1日
所 在 地 富山県砺波市太田1889-7
理 事 長 窪田 彰克
組合員数 22社
TEL 0763-33-2636 FAX 0763-32-8205

組合だより

オゾン発生器を個人タクシー全車に設置しました

富山個人タクシー協同組合

富山個人タクシー協同組合では、個人タクシー車内の新型コロナウイルス及びインフルエンザの感染リスク低減を図るため、全組合員の車両79台にオゾン発生器を設置しました。

オゾン発生器は高さ約10センチの小型軽量タイプで、車内の脱臭や除菌に効果があります。お客様が乗車の際に認識するよう「空間除菌実施中」ステッカーを全車両のドアに貼付し、気持ち良く安心して乗車いただけるようにしています。

組合では、今回の取組み以外にも組合員のサービス力強化及び安全確保対策を徹底しており、キャッシュレス決済の普及にいち早く取り組んだほか、昨年3月に新型コロナウイルス感染症が県内で発生した際には、品薄となっていたマスクや消毒液を一定量確保し、組合員に対し1名あたりマスク5枚の無償提供や消毒液の低価格販売を行いました。



全車両に設置されたオゾン発生器



ドアに貼付されたステッカー

ECサイト「庄川温泉郷商店」を開設しました

庄川峡観光協同組合

庄川峡観光協同組合では、運営管理を行う「道の駅庄川」で取り扱う地元特産品をブラッシュアップし、インターネットを通じてそれらの商品が購入できるECサイト「庄川温泉郷商店」を開設しました。

観光客が多く訪れる道の駅では、購入される商品が限定的になること、また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により外出自粛の動きがあることから、ECサイトを通じて全国に庄川温泉郷の魅力を発信し、自宅などから商品を購入いただくことで安定的な売上を目指します。

1月7日よりプレオープンとして17品目より販売し始め、本格オープンした2月10日から生鮮食品やセット販売など取り扱い商品の幅を広げています。



サイトで販売している商品の一部



開設したECサイト「庄川温泉郷商店」

元気印青年部・女性部

教育現場支援募金活動により県内小中学校へ消毒液を寄贈しました

富山県中小企業青年中央会

富山県友好青年団体(富山県商工会青年部連合会・富山県商工会議所青年部連合会・公益社団法人日本青年会議所北陸信越地区富山ブロック協議会・富山県中小企業青年中央会)は、10月2日(金)～6日(火)の期間(11/1(日)街頭募金)に実施した「教育現場支援募金」活動により集まった780,012円でアルコール消毒液644本を購入し、12月2日(水)富山県教育記念館にて、富山県小学校長会と富山県中学校長会に寄付する目録贈呈式を実施しました。贈呈式では、富山県中小企業青年中央会室谷和典会長が富山県小学校長会白江勉会長に目録を贈呈しました。

今回寄贈したアルコール消毒液は、12月中に県内小中学校254校に届けられました。

改めまして、今回の募金活動において募金をしていただいた多くの皆様、街頭募金のスペースを提供していただいた各施設の関係者の皆様、街頭募金活動にご協力いただいた多くの皆様に心より感謝いたします。



白江小学校長会長(左)へ目録を贈呈する室谷青年中央会長(右)



左から金谷中学校長会会長、白江小学校長会会長と4団体の各会長

第36回中小企業団体青年部富山県大会を開催しました

富山県中小企業青年中央会

1月18日(月)、富山第一ホテル(富山市)にて、「リーダー像は1つじゃない!～まずは自分の才能を知り、自分らしいリーダーシップをとろう～」をテーマに第36回中小企業団体青年部富山県大会を開催し、会場参加のほかオンライン参加も受け付け、組合青年部や会員ら約30名が参加しました。

大会では、仲山考材株式会社 代表取締役・楽天株式会社 楽天大学学長 仲山信也氏を講師(オンライン参加)に「強みと弱みの活かした方(凸凹力)」と題し基調講演を行いました。参加者らは事前に個人の強みを把握する手法であるストレングスファインダーという性格診断を行っていたが、その結果について講師より説明を受けました。その後、把握した自身の強みの活かし方についてグループに分かれ意見交換を行いました。



基調講演講師の仲山氏



意見交換の様子

富山市ものづくり改善インストラクター養成スクール 成果発表会及び修了式を開催

12月12日(土)、富山市四方チャレンジ・ミニ団地研修センター(富山市)において富山市ものづくり改善インストラクター養成スクールの成果発表会及び修了式を開催しました。

成果発表会では、各実習チームより実習先企業への現場改善の提案内容について発表があり、実習先企業、発表者よりそれぞれ所見が述べられ、最後に担当インストラクターから講評をいただきました。続いて行われた修了式では、当事業にご協力いただいた東京大学大学院ものづくり経営研究センターの福田隆二特任研究員からオンラインにて祝辞が述べられたほか、棚邊一雄校長より受講者に修了証が授与されました。



成果発表会の様子



受講生、校長・インストラクターの皆さん

県内5経済団体による新春互礼会を開催

1月4日(月)、ANAクラウンプラザホテル富山(富山市)において、令和3年経済団体新春互礼会を開催しました。経済団体新春互礼会は本会のほか、富山県商工会議所連合会、富山県経営者協会、富山県商工会連合会、富山経済同友会の県内経済5団体の共催で例年開催しており、来賓含め約380名、本会からは高田会長含め役員ら13名が参加しました。

互礼会では、富山県経営者協会 金岡克己会長の開会あいさつの後、来賓を代表して新田八朗富山県知事が祝辞を述べられました。

今回は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、例年行われていた鏡開きやパーティーは中止となり、参加者らはマスク着用のまま互いに交流を深め、富山県商工会議所連合会 高木繁雄会長の閉会あいさつの後、散会となりました。



来賓代表の挨拶をする新田知事



互礼会会場の様子

第61回中小企業団体富山県大会決議事項を県知事に要望

1月21日(木)、本会高田順一会長は、増岡一郎副会長、廣瀬宏一副会長、津根良孝副会長、渋谷武副会長、伊豆一美専務理事及び江下修常任理事・事務局長とともに富山県庁を訪問し、昨年11月に開催した「第61回中小企業団体富山県大会」において採択した決議に基づく要望事項を新田八朗富山県知事に手渡しました。

高田会長から中小企業対策の拡充・強化、出口戦略を見据えた新型コロナウイルス対策の実施、中小企業連携組織対策の強化、地域の防災・減災対策の強化推進、人材確保・育成対策等の要望事項が説明されたほか、布野浩久商工労働部長をはじめ県幹部を交え、新

型コロナウイルス感染拡大における状況について意見交換をしました。



新田知事(中央左)と高田会長(中央右)及び副会長



意見交換の様子

組合Q&A

このコーナーでは、日ごろ中央会へ多く寄せられる事業協同組合等の運営に関する質問について回答とともに紹介します。

●●● 法定脱退者の持分払戻請求権の時効進行時期について ●●●

Q

中小企業等協同組合法（以下、「中協法」。）第21条には、脱退者の持分払戻請求権は、脱退の時から2年間行使されない場合は時効となる旨の規定があるが、組合員の解散・死亡等による、いわゆる法定脱退の場合は、その事由が発生した時から時効が進行するものと考えてよいか。

A

解散等による法定脱退の場合は、その事由が発生した時にその組合員は、当然に脱退することになる。したがって、持分払戻請求権もこの脱退事由の発生時（脱退時）に発生する。

しかしながら、持分の価額は、事業年度末における組合の財産によって算定することとなっている（中協法第20条第2項）ので、持分払戻請求権は、この持分が算定された後に行使されることになる。

つまり、法定脱退の場合も自由脱退の場合と同様に、事業年度末まではこれを行使することができないこととなっている。

このようなことから、法定脱退者の持分払戻請求権の時効も自由脱退者と同様に事業年度末から進行するものとする。

『生活の変化、新しい様式』

富山県中小企業団体中央会
主事 四方田 春樹 氏

昨年4月より本会で勤務しております。「四方田（よもだ）」という姓、富山県ではあまり目にしない姓であり、初めてお会いした方からは必ず、なんて読むの??と尋ねられます。私自身は生まれも育ちも富山県ですが、父が埼玉県の秩父地方の出身で、埼玉県内には四方田姓が約1200世帯あるそうです。秩父地方には数年に一度墓参りで行く程度ですが、木造の和船に乗り荒川の流を下っていく「長瀬ラインくんだり」や、職人が手間と時間をかけて作った天然氷を使用した「天然かき氷」は、ふわふわでおいしいことは言うに及ばず、不思議なことにいくら食べてもキーンと頭が痛くならないことなどから、多くの常連客や観光客で賑わっており、私のおすすめスポットです。また、世界的にも人気のあるウイスキーの蒸留所があり、立ち寄った際に購入するのが楽しみの一つになっています。

また、私は学生時代に陸上競技をしていた縁から、陸上競技場等の検定をしています。検定とは、日本陸上競技連盟がそれぞれ各都道府県に1名の検定員、2名の技術役員を配置し、陸上競技場が十分な精度のある適切な公認競技場であることを認定するほか、公認マラソンコースのコース測定等を行うことです。仮に、公認の競技場やマラソンコースでなければ、ランナーが日本記録を更新するタイムで走ったとしても、それが公認記録としては認められないため、地味な作業ですが責任重大です。活動歴は4年とこちらも新米ですが、いつかはオリンピックや世界大会のマラソンコースを測定してみたいです。

ほっと一息

皆さんは牛乳を飲んでいますか？



世の中の溢れんばかりの、ありとあらゆる飲食される食品があります。その中で、牛乳とはなんぞや、牛乳の世の中における存在意義、そして牛乳の価値観を再認識してみましょう。

数々の飲食される食品の中で、どうぞ口にして下さい。どうぞ私を飲んで下さい、食べて下さいと世の中に生まれ出た一般的な食品、それは唯一牛乳ではないでしょうか。

乳とは子を想う母親が子のためにと生み出された飲み物です。それ故、栄養素の吸収率は高く、すなわち最も吸収され易い状態で存在します。

魚、肉、卵、野菜、果物、キノコ類等々、様々な食品があります。魚はどうでしょう、魚自身は食べられる為に生きて泳いでいるわけではありません。卵も卵そのものとして、食べられる為に存在しているわけでもありません。それは人間が栄養摂取を目的として、あるいはおいしい味覚を目的として他者を獲得しているにすぎません。

牛乳以外に他はないのか、植物の中でハチミツもまた口にして下さいといった食品の1つでもあります。花粉を運んでもらう目的の為、「蜜蜂さん美味しいハチミツを食べて下さい」と蜜蜂をおびき寄せる材料として存在しています。果物もまた種を遠くまで運んでもらう目的の為に美味しい果実として存在しているものもあります。しかしこれらは戦略的な要素が感じとれます。また反対要素の食べられまいと毒を有する生物が存在するのも事実です。

100%相手の身体のことを想って生まれ出た食品、すなわち唯一牛乳ではないでしょうか。

よって牛乳は本来、一切の加工を避け、牛乳そのままの状態が一番その想いが届くのではないのでしょうか。現在の主な牛乳は一切手を加えていない成分無調整であり、加熱処理しただけのものとなっております。また世の中にはアンチ牛乳を唱える方もおられると聞いております。その方も間違いなく母乳を飲み、おおよそ粉ミルクで育ったのではないのでしょうか。

以前NHKで80才の酪農家の番組がありました。毎日牛乳を飲むその方は20代の骨密度を持つ80才の元気なおじいちゃんでした。

骨はエネルギーの貯蔵庫ともいいます。

さあ皆さん、想いが共有されたところで今日から朝一杯の牛乳と夜寝る前の一杯の牛乳、そんな生活をしてみませんか？夜寝る前の一杯の牛乳は安眠効果もあり快適な朝を迎えることでしょう。

【情報提供：富山県牛乳事業協同組合】

令和2年分 確定申告のお知らせ

■ 新たな生活様式として、申告はご自宅等から！

例年、確定申告会場は大変混雑します。新型コロナウイルス感染症への感染リスク軽減のため、**ご自宅等からパソコンやスマートフォンによる申告**をお願いします。

▶ 申告書の作成・提出は…

- ① 国税庁ホームページの『確定申告書等作成コーナー』へアクセス！
- ② 画面の案内に従って金額などを入力し申告書を作成するだけ！！
- ③ 次のいずれかの方法によりパソコン又はスマホで送信!!!



確定申告書等作成コーナーはこちらから

マイナンバーカードを使って送信

▶ 用意するものは次の2つ

- ① マイナンバーカード
- ② ICカードリーダー
又は
マイナンバーカード対応のスマホ

IDとパスワードで送信

▶ ID・パスワードをお持ちの方
税務署で発行された「重要書類」にIDとパスワードが記載されています。

▶ ID・パスワードをお持ちでない方
申告されるご本人が運転免許証などの本人確認書類を持って、**税務署**にお越しください。
(勤務先近くなど、どの税務署でもOK)
その場で、すぐに発行できます！

■ 申告書提出期限と納期限・振替日

納税には、安全確実な振替納税が大変便利ですので、是非ご利用ください。

簡単・便利なダイレクト納付やQRコードを利用したコンビニ納付手続も是非ご利用ください。

	申告書の提出期限	納期限 (納付書で納付する場合)	振替日 (振替納税の場合)
所得税及び復興特別所得税	4月15日(木)	4月15日(木)	5月31日(月)
消費税及び地方消費税			5月24日(月)
贈与税			

※確定申告をする必要のある方が期限内に申告・納税をしなかった場合、後で不足の税金を納めていただくだけでなく、加算税や延滞税を納めていただく場合がありますのでご注意ください。

■ 確定申告会場

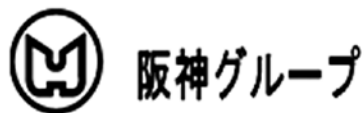
確定申告会場		開設期間等のご案内
富山税務署管内	富山県民会館(富山市新総曲輪4-18) TEL 076-432-4191(税務署)	2月16日(火)～3月15日(月) (受付時間9時～16時) ※3月16日(火)以降の申告会場は決定次第、 国税庁ホームページ等でお知らせします。 ※土曜、日曜及び祝日は執務を行っていません。 ※駐車場は大変混雑します。会場へお越しの際は、公共交通機関のご利用をお願いします。
高岡税務署管内	高岡税務署1階(高岡市博労本町5-30) TEL 0766-21-2501	
魚津税務署管内	魚津合同庁舎5階(魚津市新金屋1-12-31) TEL 0765-24-1370	
砺波税務署管内	砺波税務署2階(砺波市本町13-19) TEL 0763-33-1073	

◇**会場の混雑緩和のため、入場には「入場整理券」が必要です！**

※「入場整理券」は、申告会場で当日配布。または、LINEアプリでも事前発行しています。

※「入場整理券」の配布状況に応じて、後日の来場をお願いすることがあります。

医薬品容器・医療用具の総合メーカー
医薬品（液剤）の製造



阪神グループ

阪神化成工業株式会社
阪神容器株式会社
ファーマパック株式会社

代表取締役社長 高田 順一

TEL 076-429-1865 URL <https://www.hanshin-group.co.jp/>

『和・創造・対話』

アルミを通して優れた品質を追求し、信頼される企業を目指してまいります。



本社工場

株式会社 廣瀬アルミ

三協立山株式会社協力工場
住宅用アルミサッシ製品・アルミ建材加工

本社・高岡工場 高岡市醍醐 790 番地
TEL : (0766) 63-5360 FAX : (0766) 63-8040

福光工場 南砺市久戸 50 番地
TEL : (0763) 52-2860 FAX : (0763) 52-8038

三協アルミ社 福光工場内
三協アルミ社 福野工場内

E-SODAN

～いつでも経営相談室～

中小企業のみなさまが抱える悩みに、
いつでもどこでもお答えする、オンラインの相談室です。



E-SODAN (イーソーダン) は中小機構が運営する、中小企業のみなさまのためのチャットサービス窓口です。
経営に関することでお悩みなら、ぜひご利用ください。
AIが対応するため、場所を選ばず、いつでもお気軽にご利用いただけます。

24時間
365日



AIチャットボットが
無料で答えます。

受付時間
平日
9～17時



専門家とのチャット
無料で利用できます。
(1回30分以内)

いますぐ E-SODAN

<https://bizsapo.smrj.go.jp/>

E-SODAN

検索



中小機構 北陸本部

〒920-0031 石川県金沢市広岡3-1-1 金沢パークビル10階
TEL.076-223-5761 (代表)

10球の球根から100年余 愛される花を将来につなぐ

栽培を始めてから100年余、時代とともに発展し、品質の高さとオリジナル性において国内市場で高い評価を受ける富山の県花、チューリップについて紹介します。



チューリップの交配

栽培に適した環境と先人の努力

富山県で初めてチューリップ栽培が行われたのは大正7(1918)年のこと。冬季、雪に覆われる農家では、水田の裏作として、様々な園芸作物が試作されていました。その中で東砺波郡庄下村(現・砺波市)の水野豊造氏が10球ほどの球根を手に入れ、チューリップ栽培に乗り出しました。切り花として販売すると、珍しさから高値で売れました。積雪下、球根は温度と湿度が一定に保たれた地中でふっくらと育ち、種苗商が高く買い取ってくれました。水野氏は地区の人々に広く栽培を働き掛け、本格的な球根栽培が始まったのです。

富山県には気温や生育期の日照時間、水田の用水路を活用した豊富で良質な水の供給など、チューリップの生育に適した環境があり、栽培は県全域に広がっていきました。

昭和23(1948)年、県内初のチューリップ専門農協である「富山県花卉球根農業協同組合」が設立され、高品質な球根の生産に努める一方、39年には生産量の7割近くにあたる1929万球が輸出されました。厳しい検査を経て全国の市場へと出荷される球根は、その確かな品質において各地の種苗業者から信頼を得て、富山県は現在、日本一の球根生産県となったのです。

交配から新品種発表までに20年

富山のチューリップは品種の豊富さも特長です。富山県農林水産総合技術センター園芸研究所では、約2100の品種を保存栽培し、これらを材料にして、新品種の開発を行っています。色・形の新しさや病気に対する強さのほか、「最近では『芳香性』や『日持ち性』といった、新たな需要の創出を狙ったテーマも加わっています」(同研究所)。

交配して種をつくり最初の花が咲くまで5年、新品種として発表するまでには20年もの長い年月がかかります。県育成品種としてこれまでに35品種が発表されており、今後も継続的に新品種が発表される予定とか。生産者自ら育成した品種も60超あるそうです。

新しい栽培法や技術を積極導入

チューリップ球根生産は植え込みや収穫作業に多くの労力を必要とします。県花卉球根農協では、関係機関と協力し、労働時間やコストの削減につながる「ネット栽培」と呼ばれるオランダ発祥の栽培方法の試験的導入を進めています。編み目が1センチ四方ほどのネットの上に球根を並べ、土をかぶせて育て、収穫時は専用の農業機械でネットごと引き抜きます。手作業に比べて大幅な省力化につながります。

また、IoT技術を活用した取り組みもスタート。生産ほ場の温湿度、土壌水分などあらゆるデータを蓄積し、栽培に関する経験や勘をマニュアル化することを目指しています。

園芸研究所では、地球温暖化がもたらすチューリップへの影響について調査を進めているほか、産業技術研究開発センター機械電子研究所との共同研究でAIを活用した病株判定システムの開発にも取り組んでいます。



左：平成31年に発表された「恋のはじまり」／右：同「白天使」

コロナ禍でも花を咲かせて明るく

新型コロナウイルスの影響は、球根業界にも及んでいます。ステイホームで個人向け販売は増えてきましたが、企業やイベント、切り花生産者向けの需要が大きく減り、例年の2倍にあたる約30万個の球根が売れ残りしました。県花卉球根農協では昨年12月、クラウドファンディングによって、「球根福袋」を返礼品として寄付を募りました。昨年春にとなみチューリップフェアが中止となった際にも、フェアで販売予定だった鉢植えを返礼品として初めてクラウドファンディングを行い、「園芸に関心のない人にもサイトを通じてチューリップのことを知ってもらおう機会になった」(県花卉球根農協)そうです。

また、1月31日の「愛妻の日」にちなみ、チューリップの花言葉が「愛」であることや、1月下旬が切り花の出荷盛期であることから、「他県のチューリップの切り花産地とも連携して、『チューリップを贈ろう』を呼び掛ける取り組みが進められています」(県農産食品課)。今年もJR富山駅でチューリップの装飾展示が実施されました。首都圏などでのイベントは、富山からの人の派遣等が難しいものの「工夫しながらできる限り開催されています」(同)。

チューリップ本家のオランダには食用チューリップがあり、球根を食べていた時代もあったそうです。県内では、砺波市の菓子メーカーで球根入りのパイが販売されています。

将来にわたってたくさんの美しいチューリップが富山を彩ることを願うとともに、チューリップがどのような分野に活用されていくのかにも注目したいですね。



「愛妻の日はチューリップを贈ろうin富山」の展示

企業立地マッチング促進事業(委託元:富山市)

富山市内で

空き工場・用地等をお探しの方へ!

富山市では、富山市内の工場物件等のマッチングサイトを開設しております。本サイトは富山市内の**空き工場・作業場・倉庫・工場用地・事務所**などの遊休事業用不動産の有効活用と地域産業の活性化を図るために、工場等の立地促進(移転・増設・県外企業誘致など)に取り組む事業の一環として運営しております。

現在所有の遊休事業用不動産の**売却・賃貸**、または**取得・賃借**をご検討されておられる方は、当ホームページをご利用いただきますようお願いいたします。



本サイト活用で「**富山市空き工場大規模修繕助成金**」の対象となります。

地図上にて簡単に物件を探すことができます。

新着情報は**随時更新中**。非公開物件もあります

物件情報の登録・掲載は**無料**です。物件ニーズ情報も登録出来ます。

ホームページ画面の画像は一部加工しています

業務提携：(公社)富山県宅地建物取引業協会 (公社)全日本不動産協会富山県本部

アクセス方法は次のとおり



検索サイト

空き工場 富山

検索

HPアドレス

URL <https://aki-toyama.jp/>

ホームページや本事業に関するお問い合わせ

〒930-0083 富山市総曲輪2-1-3 富山商工会議所ビル 6階
富山県中小企業団体中央会 工業支援課
TEL:076-424-3686 FAX:076-422-0835

